

これまでの計画部会における委員意見への対応について

委員意見等	最終案における対応内容
平成 29 年 5 月 26 日(計画部会)	
<p><人口減少等に対応した都市計画の見直しに関する表現について></p> <ul style="list-style-type: none"> 綾部市や舞鶴市の事例を踏まえ、計画(案)で「人口減少に対応するためには、人口増加、都市の拡大を前提とした既存の都市計画の見直しなど、地域の状況に応じた地域主体のまちづくりを進めていく必要がある。」と記載することとしているが、この表現では、今後全ての都市が縮小していくように捉えられる。どの市も、人口増加を狙いながら効率的な都市運営を考えた中でそれぞれ取り組んでいるので、表現は気をつけた方がよい。(谷口会長) 「人口増加、都市の拡大を前提とした既存の都市計画の見直し」という表現が直截的すぎるので、「都市機能の集約を図ることを通して…」や「都市構造の再編」としたらどうか。(村橋委員) 綾部市と舞鶴市は一見すると正反対のことをしているようにみえる。人口増加や地域活性化という目指す方向は同じ中で、やり方は色々あるというような書きぶりにはどうか。(辻本委員) 	<p>○ (本文P1～) 以下のとおり修正</p> <p>ア 急激な人口減少と超高齢化の進展 府内総人口は平成17年(2005年)から自然減となっており、(略)。 その結果、国土管理水準の低下や…(略)…高度利用を一層推進していくことが必要である。</p> <p>また、人口減少、高齢化などの社会状況の変化に対応し、に対応するためには、人口増加、都市の拡大を前提とした既存の都市計画の見直しなど、地域の状況に応じた都市構造の再編など、地域主体のまちづくりを進めていく必要がある。</p>
<p><森の京都について></p> <ul style="list-style-type: none"> 海の京都やお茶の京都に比べ、森の京都は盛り上がり欠ける。「地域別の土地利用の基本方向」における森の京都に関する部分で、こうした取組を盛り上げるような記述としてほしい。(辻本委員) 	<p>○(本文P.6～)「2 地域別の土地利用の基本方向」を次のとおり修正 地域別の土地利用に当たっては、“もうひとつの京都”「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」構想等に基づくとともに、隣接地域との関係性も考慮しながら、各地域の特性に応じた均衡ある発展をめざし地域の自然的、社会的、経済的及び文化的特性を活かした土地利用を図るものとする。</p> <p>○ (本文 P7～) 以下のとおり修正</p> <p>(3) 南丹(京都丹波)地域 南丹(京都丹波)地域では、「森の京都」構想に基づき、森の恵みを活かした食や伝統文化、産業など森に包まれた暮らし方である「森の京都スタイル」の発信等により、定住・半定住を促進するとともに、当地域が持つ産業集積、地域資源、立地条件等の多様な強みを活かし、ものづくり産業の振興、京都丹波立地企業の経営環境の充実を図る。</p>
<p><山城地域について></p> <p>「第1 土地利用の基本方針-2 地域別の土地利用の基本方向-(5)山城地域」について、地域の多様性を考慮し、それを反映した記述とする。</p>	<p>○ (本文P.8～) 以下のとおり修正</p> <p>(5) 山城地域 山城地域においては、「お茶の京都」構想に基づき当地域が持つ産業集積、地域資源、立地条件等を活かした地域振興を図る。</p> <p>乙訓地域(向日市・長岡京市・大山崎町)は、府域の東西南北を結ぶ新たな交通の要衝地であり、京都の西のゲートウェイとして、竹をはじめとする豊かな地域資源を活用し、交流や産業の集積に資する計画的な土地利用を進める。</p>

これまでの計画部会における委員意見への対応について

	<p>山城中部地域の宇治市・八幡市・久御山町では、京都第二外環状道路(にそと)、新名神高速道路等の整備により全国でも有数の交通至便な地域となることから、産業の集積に資する計画的な土地利用を進めるとともに、戦略的な産業・文化振興及び交流拡大を図る。</p> <p>山城中部地域の城陽市・井手町・宇治田原町では、新名神高速道路等の交通基盤整備による商業・工業機能や物流機能を利用したまちづくりを進めるとともに、大消費地を控えた地域ならではの条件を活かした都市近郊型農業を展開していく。</p> <p>相楽東部地域(笠置町・和束町・南山城村)では、交通基盤の整備により「人・もの」の流れをより効果的に呼び込む中で、お茶の魅力を伝える主要拠点をめぐるサイクリングコースの設定等により周遊性の強化を行うとともに、豊富な歴史的文化遺産や茶畑に代表される美しい景観等の地域資源を活かしたまちづくりを進めるとともに社寺林等の歴史的な自然環境や、継続的な管理により維持されてきた里山等の二次的な自然環境など、多様な形態の自然環境の保全・再生・活用を進める。</p> <p>学研都市地域(京田辺市・木津川市・精華町)では、学術研究機関等の集積を活かした産学公の連携を進めるとともに、住宅開発や交通網整備等により企業立地等を推進していく。</p> <p>山城地域では、京都第二外環状道路(にそと)、新名神高速道路等の整備による交通の利便性を活かした商業・工業機能や国際的な物流機能等の産業の集積に資する計画的な土地利用や関西文化学術研究都市をはじめとする学術研究機関等の集積を活かした産学公の連携を進める。併せて「お茶の京都」構想を踏まえ、戦略的な産業・文化振興及び交流拡大を図る。</p> <p>また、全国的に有名な宇治茶や品質の高いタケノコのほか、ナスやトマトなどの野菜が多く生産されており、宇治茶や地域ブランド「京やましる新鮮野菜」等によって新たなビジネスを生み出せる都市近郊型農業の展開を図る。</p> <p>さらに、本地域は社寺林等の歴史的な自然環境や、継続的な管理により維持されてきた竹林や里山等の二次的な自然環境が広がるほか、東側は琵琶湖国定公園に指定されるなど、多様な形態の自然環境に恵まれており、引き続き自然環境の保全・再生・活用を進める。</p> <p>○(P.7) 表の山城地域の欄に細区分を設ける</p>
<p>平成29年10月27日(計画部会)</p>	
<p><産業振興と良好な居住環境とのバランスについて></p> <ul style="list-style-type: none"> 物流施設の立地に伴い周辺の住環境等との軋轢が起こる事例が増えてきている現状を踏まえ、こうした課題に対する「バランスのある土地利用」という視点を明記できないか。(谷口会長) 	<p>○(本文P.4~) 次のとおり修正</p> <p>ウ 土地の有効な利活用</p> <p>交通網整備等により、利便性の向上が期待される地域では、物流施設の立地などが見込まれるところであるが、こうした地域においては、無秩序な開発等を抑制しつつ、住環境との調和にも配慮しながら、計画的かつ有効な土地利用を誘導する。</p>

これまでの計画部会における委員意見への対応について

<p><適正な森林管理について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の災害では、河川区域に隣接する森林が洪水で下流に流され、被害が拡大している例が見受けられる。自治体がこのようリスクのある森林を調査・把握し、しっかり管理してほしい。（角部会長） ・ 防災の観点からの森林管理については、「京都府森林の適正な管理に関する条例」（平成 26 年京都府条例第 33 号）を制定し、「要適正管理森林」の指定やリスク除去のための知事の勧告・命令制度を設けている。こうした動きについて、「ア 安心・安全を実現する土地利用」の中で明記してはどうか。（小田委員） ・ 国においても「森林環境税」の導入が具体的に検討されており、こうした動きは計画書にある「公的所有や公的管理が進む」第一歩である。（森井委員） 	<p>○（本文P.3～）次のとおり修正</p> <p>ア 安心・安全を実現する土地利用</p> <p>地震、津波及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する二次災害に備えた防災・減災対策の推進のため、「災害からの安全な京都づくり条例(平成 28 年京都府条例第 41 号)」に基づき、…被害の最小化を図る。 併せて、「京都府森林の適正な管理に関する条例(平成 26 年京都府条例第 33 号)」に基づき、所有者等による適正な森林管理により、森林の荒廃に起因する災害の防止に努める。</p> <p>また、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限する。</p>
<p><観光誘客のための魅力発信について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界中をみると、京都と同規模の他都市では、より多くの観光客を受け入れているところもある。京都府は、観光に関するポテンシャルが高いのだから、観光のためのインフラを整備し、京都市だけでなく府域の魅力を積極的にアナウンスしてほしい。観光客をどんどん取り込んでいくことが、低・未利用地や空き家の増加などへの対策にもなると思う。（辻本委員） 	<p>○（本文P.5～）以下のとおり修正</p> <p>エ 京都流 地域創生のための土地利用</p> <p>また、「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例(平成28年京都府条例第 26号)」に基づく…「定住人口」の増加を図るとともに、 併せて、府域の南北をつなぐ…自然環境や歴史的文化遺産等を活かしたの京都府の持つポテンシャルを最大限に活かした府内各地への観光誘客等による「交流人口」の増加等に向けた土地利用を図る。</p>
<p><所有者不明土地の問題について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家、空き地、耕作放棄地等における所有者不明土地の増加が近年顕著になってきているため、今後の課題として認識しなければならない。（小田委員） 	<p>○（本文P.1～）以下のとおり修正</p> <p>ア 急激な人口減少と超高齢化の進展</p> <p>また、府内総人口約261万人…。今後、土地需要が増加…。その結果、国土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念されることから、 ており、特に、相続未登記等による所有者不明土地の増加は、公共事業の支障となるほか住環境悪化の要因となるなど様々な問題がある。 こうしたことから、土地の適切な利用と管理を通じて国土を荒廃させない取組みや生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層推進していくことが必要である。</p>